

障害不稔発生に伴う「ササニシキ」の刈取り時期と品質
 —特に着色粒について—

(農試 県南分場)

1. 背景とねらい

岩手県南地域の昭和63年の水稲は、7月中下旬の異常低温と日照不足による障害不稔の発生や、ササニシキを中心としたいもち病の大発生により、収量はもとより品質の大幅な低下がみられた。品質低下の原因は1位・未熟粒、2位・胴割れ粒、3位・着色粒(岩手食糧事務所水沢支所管内)となっているが、この中で着色粒による落等割合は約15%であり決して少なくない。

ここでは、「ササニシキ」の着色粒発生の場合の落等防止対策として刈取り時期について検討し、平常気象年とは異なる対応が明らかになったので、指導上の参考に供する。

2. 技術内容

障害不稔発生に伴う「ササニシキ」の籾及び玄米品質への影響と刈取り時期の判定基準は次のとおりである。

- (1) 障害不稔が発生した場合、割籾及び着色粒(積算気温850℃以上で)の発生が多くなる。これらはいずれも不稔歩合が高いほど、また刈取り時期が遅れるほど多くなる。
- (2) 遅刈りほど青未熟粒が減少し、収量は増加するが、同時に品質低下(着色粒、光沢不足、形質不良等)をまねく危険性が高くなる。

不稔歩合を目安とする刈取り適期を積算気温で示した。

表1

不稔歩合	刈取り適期の積算気温
0~20%	1,000~1,100℃
20~40%	900~1,000℃
40%以上	900℃程度

3. 指導上の留意事項

- (1) この判定基準は「ササニシキ」の不稔に伴う着色粒発生の場合であり、平常気象年の刈取り時期とは区別する。
- (2) 稔実粒の黄化割割合80%以上を刈取り適期の目安とする。

- (3) 不穏歩合が20%以下の場合には、枝梗黄化割合は60%を刈取り適期の目安とする。しかし、不穏歩合が20%を越えると、積算気温が1,100℃以上でも枝梗黄化割合は50%程度で、目安とならない。
- (4) この刈取り時期の基準は、不穏の発生程度と積算気温より判定しているが、実際には青未熟粒や着色粒の発生状況を調査して行うことが望ましい。
- (5) 不穏歩合の簡易診断法については、「障害不穏の調査法と減収尺度について」(昭和63年度指導上の参考事項)参照のこと。

4. 参考文献・資料 (省略)

5. 試験成績

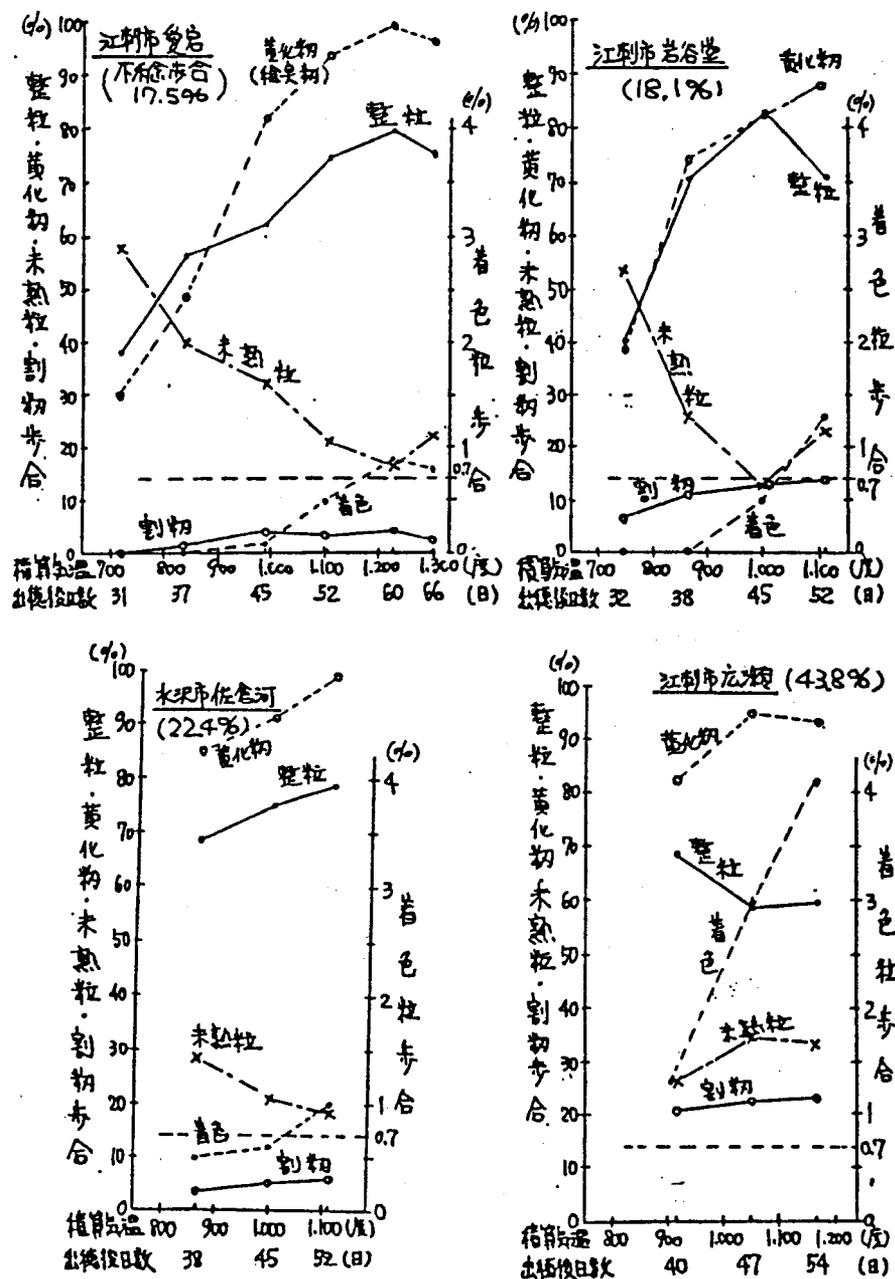


図1 場所別積算気温別玄米品質

注) 着色粒歩合 0.7%が3等格付の限界値